

宇部工業高等専門学校特別聴講学生規則

制定 平成16年4月1日

改正 平成20年2月12日

令和4年2月2日

(趣旨)

第1条 この規則は、宇部工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第45条の2第3項の規定に基づき、本校の特別聴講学生に関し必要な事項について定めるものとする。

(入学資格)

第2条 他の高等専門学校、短期大学並びに大学又は外国の大学の学生で、本校における授業科目を履修しようとする者があるときは、当該大学等との協議に基づき、特別聴講学生として受け入れることができる。

(入学の時期)

第3条 特別聴講学生の入学の時期は、原則として学則第4条第1項に規定する学期の始めとする。

(出願手続)

第4条 特別聴講学生として入学を志願する者は、入学願等を所属の大学等を通じて、校長に提出しなければならない。

(入学の許可)

第5条 特別聴講学生の入学の許可は、選考の上、校長が決定する。

(指導教員)

第6条 校長は、特別聴講学生の指導・助言を行うため、指導教員を置くことができる。

(履修科目)

第7条 特別聴講学生が履修できる科目は、原則として、専攻科の科目とし、当該大学等との協議によるものとする。

(検定料、入学料及び授業料)

第8条 検定料及び入学料は徴収しない。

2 授業料については、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則に定める額を徴収する。ただし、当該大学等との間で、相互に不徴収とされている場合は徴収しない。

(授業料の納付)

第9条 特別聴講学生の授業料は、所定の期日までに履修科目に係る全額を納付しなければならない。

2 授業料を納めない者は、除籍する。

(授業料の不返付)

第10条 既納の授業料は返付しない。

(単位の認定)

第11条 履修科目に係る単位の認定は、原則として、宇部工業高等専門学校専攻科の授業

科目の履修等に関する規則によるものとする。

(単位修得証明書等の交付)

第12条 校長は、特別聴講学生に対して、単位修得証明書等を交付することができる。

(退学)

第13条 本校の諸規則に違反した者、指導教員の指示に従わない者又は疾病その他やむを得ない事情により成業の見込みのない者に対して、校長は退学させることがある。

(準用規定)

第14条 本校の学生に関する諸規則は、特別聴講学生にも準用する。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。